

TOKUSHIMA KYOUSAIJIHO

共済時報



2019
Spring

NO.231

徳島県市町村職員共済組合

ホームページ

<http://www.tokushima-kyosai.jp/>



● CONTENTS

平成31(2019)年度 事業計画及び予算のあらまし2	公務員になられた皆様へ 共済組合のご案内15
介護財源率の引上げ3	共済組合ホームページのご案内16
平成31(2019)年度 保健事業の概要6	『組合員専用ページ』から利用できるサイトのご案内17
こころの相談室7	貸付事業のご案内18
「健康広場」開設中!!/組合会ニュース8	自動車購入をご検討の皆様へ19
標準報酬制について9	平成30年度「共済ファミリー保険」配当金について/ 団体信用生命保険(だんしん)事業について20
平成31年4月からの掛金・保険料について10	体いきいき 代謝力アップレシピ あじとパブリカのマリネ21
標準報酬等級表・掛金額早見表11	被扶養者の認定取消や継続認定の手続きは速やかに22
年金額は0.1%のプラス改定12	クロスワードクイズ23
働きながら年金を受給している方の 支給停止基準が変わりました13	共済貯金をご存じですか?24
給付算定基礎額残高通知書を送付します14	

平成31年度
(2019)

事業計画及び予算のあらまし

平成31年2月27日開催の組合会において、平成31(2019)年度事業計画及び予算が議決されましたので、その概要についてお知らせします。

総括

組合の概要

所属所数	8市、15町、1村、32一部事務組合等 計56所属所	
組合員数	一般組合員(一般職)	7,726人
	一般組合員(特別職)	62人
	市町村長組合員	24人
	特定消防組合員	1,029人
	長期組合員	1人
	任意継続組合員	117人
	継続長期組合員	1人
	合計	8,960人
被扶養者数	8,184人(扶養率:0.91)	
平均標準報酬月額	短期 380,000円	



掛金率・組合員保険料率

(単位:%)

区分	短期給付	介護保険	厚生年金保険経理	退職等年金経理	保健事業
一般組合員(一般職) 特定消防組合員 市町村長組合員 一般組合員(特別職)	50.00	7.21	91.50	7.50	1.80
任意継続組合員	100.00	14.42	—	—	—

短期経理

- 短期掛金率 据え置き
- 介護掛金率 引き上げ
- 特定保険料率 41.15%(高齢者支援金等を納付するために必要な財源率)

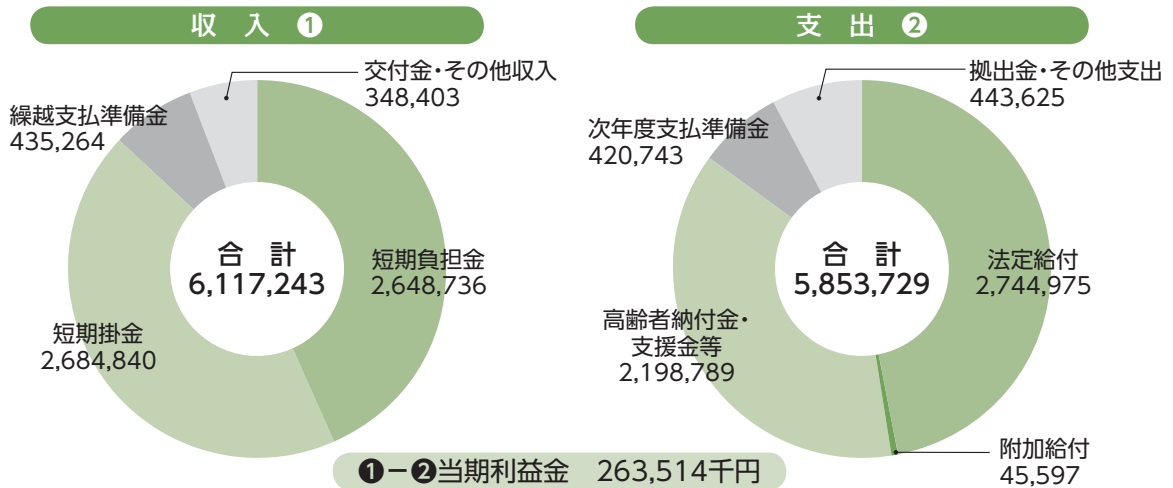
この経理は、組合員及び被扶養者の病気やけがの他、出産、休業、死亡、災害などに対する給付及び介護保険の保険料の収納を行う経理です。

短期給付に係る財源率を前年度と同率(標準報酬月額に対し1000分の100パーミル 単位:%)に据え置いた結果、予算で約2億7,340万円の当期利益金を見込んでいます。今後の見通しとして、医療の高度化、高額治療薬の保険適用等に伴い社会全体の医療給付費が伸び続けていることや、70歳以上に係る前期高齢者納付金や後期高齢者支援金等への負担増加に備える必要があります。

このような状況のもと、組合員の皆様からお預かりした貴重な財源(掛金等)を大切に使うため、第2期データヘルス計画に基づく保健事業を展開し、短期給付経理の安定化に努めてまいりますので、組合員の皆様には、適正受診やジェネリック医薬品の活用など、医療費増高の抑止へのご協力をお願いします。

短期給付に係る収支見込みは、次のとおりです。

(単位：千円)



次に、介護保険について、共済組合は介護保険法第150条の規定に基づき、組合員(40歳以上65歳未満)から介護保険料を徴収し、支払基金へ納付することが義務付けられています。

財政状況については、本年度の介護納付金が増加する見込みであることから、掛金率を7.21%に引き上げた結果、収支差引約1,089万円の当期損失金を見込んでいます。

介護財源率の引上げ

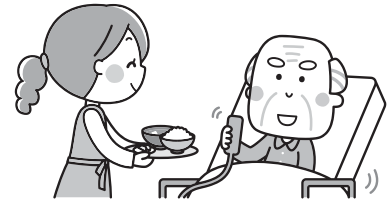
13.78% → 14.42%

平成31年度の介護保険に係る所要財源率を算定した結果、見出しのとおり変更することとなりましたので、お知らせします。共済組合は、介護保険法第150条の規定に基づき、組合員から介護保険料を徴収し、支払基金へ納付することが義務付けられています。

◆算定方法

介護財源率は、当年度の介護納付金に介護任意継続掛金還付金を加えた所要額から前年度の介護積立金を減じた額を、当年度の40歳以上65歳未満の方の標準報酬総額で除して算出します。

また、介護保険料は、地共済法第113条第2項第2号の規定に基づき労使折半であるため、介護保険料の2分の1が介護掛金として組合員負担、また2分の1が介護負担金として事業主である所属所の負担となり、それぞれ7.21%です。



厚生年金保険経理

この経理は、被用者年金制度の一元化により、公的年金としての1~2階部分に相当する給付に係る組合員保険料・負担金を所属所から徴収し、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)へ納付することのみを行う経理です。

この経理における財源率は、地方公務員共済組合連合会(以下「地共済連合会」という。)定款において、全国の地方公務員は一律の率に定められており、現在は91.5%となっています。

退職等年金経理

この経理は、被用者年金制度の一元化により、公的年金としての3階部分(職域年金)の廃止に伴い、新たに創設された退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る組合員保険料・負担金を所属所から徴収し、全国連合会へ納付することのみを行う経理です。現在の掛金率は7.5%となっています。

経過的長期経理

この経理は、被用者年金制度の一元化により、既裁定の公務上の障害・遺族共済年金等の給付に係る負担金を所属所から徴収し、全国連合会へ納付することのみを行う経理となっています。

退職等年金預託金管理経理

この経理は、平成30年1月から新たに設けられ、全国連合会の退職等年金経理から資金の預託を受けて、組合内部の他経理への貸付けを行うことを目的としています。本年度末の資産の構成は、次のとおりです。



資産区分	金額(千円)	割合(%)
預金	37,283	3.76
貸付経理へ貸付金	953,000	96.23
その他	1	0.01
合計	990,284	100.00

業務経理

●組合員1人当たりの事務費 18,350円

この経理は、短期給付事業及び長期給付事業の事務に要する費用(人件費、その他諸経費)を賄うための経理です。

この経理の財源は、地方公共団体負担金及び短期経理からの繰入金及び全国連合会からの交付金です。

組合員1人当たりの事務費は、前年度より減少したことに伴い、約283万円の当期利益金を見込んでいます。この当期利益金は、前年度から繰り越した積立金に充当し、翌年度へ繰り越すこととしています。

組合員1人当たりの事務費の内訳は、右のとおりです。

地方公共団体負担金	12,310円
短期経理からの繰入金	2,390円
厚生年金保険経理・経過的長期経理からの繰入金	3,650円
合計	18,350円

保健経理

●福祉(保健)掛金率は据え置き、掛金率1.80%

この経理は、組合員と被扶養者の健康相談、健康診査等の健康保持増進を目的とした保健事業や特定健診・特定保健指導を行う経理です。

本年度の掛金率は、前年度と同率でお願いし、第2期データヘルス計画に基づき、人間ドック助成事業の充実、各種検診事業、メンタルヘルス対策事業の強化及び健康保持増進に資する事業の強化に重点をおく事業計画となっています。なお、本年度から人間ドック費用の助成額を定額化し、受検者にとってわかりやすい料金体系となっています。

この経理における収支見込みは、約4,884万円の当期損失金を計上する予算となっております。この当期損失金は、前年度から繰り越した積立金(約2億8,586万円)を取り崩し補てんすることとしています。

本年度の各種保健事業に係る事業計画及び予算(厚生費)は6ページのとおりです。

貯金経理

●支払利率は年利1.1%(2年定期・税引前)を維持
●予定運用利回り 1.29%

この経理は、組合員から財産形成と将来の生活設計を目的として預け入れされた資金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を貯金者に支払利率として還元する貯金事業を行う経理です。

本年度末における資産総額は、前年度と比較し約4億1,002万円減少の約419億4,402万円と推計し、運用利回りは、年1.29%を予定しており、収支差引約307万円の当期損失金を見込む予算となっています。

種 別	支払利率(年利)	貯金総額(千円)	貯金者数(人)	最高限度額
積立貯金 (3年満期)	1.1%	908,042	1,160	月額 30万円
定期貯金	(1年満期)	1,128,385	408	総額5千万円
	(2年満期)	33,420,681	2,733	

組合員の皆様の将来に備えた資産づくりに、安全で有利な共済貯金をぜひご利用ください。(最終裏面参照) 預金種別ごとの前年度末のご利用状況は上のとおりです。

貸付 経 理

●組合員貸付金総額 約14億4,849万円

この経理は、組合員の住宅の取得や教育及び物品購入などの臨時の支出に対して、必要な資金を低利で貸付けする貸付事業を行う経理です。

貸付の種類は、普通・住宅・災害・特別(医療・入学・修学・結婚・葬祭)など資金の用途に応じて分かれています。

組合員貸付金は減少傾向にあり、今年度末残高は14億4,849万円を見込んでいます。これに伴い貸付金利息収入は減少する見込みであることから、収支差引約100万円の当期損失金を見込む予算となっています。

現行の貸付利率(変動利率)は、上のとおりです。

種 別	貸付利率(年利)
住宅貸付・普通貸付・特別貸付(※)	1.26%
災害貸付・災害再貸付	0.93%
在宅介護対応住宅貸付	1.00%
高額医療貸付・出産貸付	無利息

※特別貸付=医療貸付・入学貸付・修学貸付・結婚貸付・葬祭貸付

物 資 経 理

この経理では、組合員の生活必要物資を低廉な価格で供給し、生活向上に役立てていただくため、物資斡旋立替及び共済ファミリー保険・がん保険・痴呆介護保険・団体信用生命保険等の各種保険の取り扱いなどの事業を行う経理です。

なお、収支見込みは、ファミリー保険等の手数料収入の減少に伴い、約131万円の当期損失金を見込んでいます。

宿 泊 経 理

この経理では、当組合の施設である自治会館の管理及び宿泊施設「ホテル千秋閣」の運営を行う経理です。耐震補強及び老朽化対策工事を経て、ホテル千秋閣は平成31年4月1日にリニューアルオープンし、組合員の皆様のご利用をお待ちしています。今後におきましても、組合員の皆様のための施設であることはもとより、県内外の利用者のニーズに応じたサービスの向上に努めてまいります。(挟み込みのリーフレットをご覧ください。)

なお、本年度は当会館の改修工事に伴う減価償却費を見込むことから、福祉関係経理間の相互繰入金6,000万円を予定していることに伴い、2,680万円の当期利益金を見込んでいます。

事業計画及び予算書は、組合公報にて各所属所長あてに送付していますので、ご高覧ください。
(掲示場所等は、共済組合事務担当課にご照会ください。)

保健事業の概要

事業名		予算額(千円)	概要	実施予定	
健診事業	人間ドック	1泊2日ドック助成	35歳以上の組合員及び被扶養配偶者を対象とします。	通年	
			日帰りドック助成		組合員及び被扶養配偶者を対象とします。
			脳ドック助成		35歳以上の組合員を対象とします。
			節目対象者助成		年度中に満35歳, 40歳, 45歳, 50歳, 55歳, 60歳, 65歳となる組合員を対象とします。(1泊2日、日帰り、脳ドック)
			女性検診助成		人間ドック受検時の乳がん・子宮がん検査などの女性検診費用を全額助成します。
	各種検診(郵送検診)	3,440	前立腺がん検診	40歳以上の組合員と被扶養配偶者を対象とします。(男性のみ)	9月募集
			骨粗しょう症検診	組合員と被扶養配偶者を対象とします。(女性のみ)	
			子宮頸がん検診	30歳以上の組合員と被扶養配偶者を対象とします。	
			肺門部肺がん検診	組合員と被扶養配偶者を対象とします。	
			胃がん検診		
大腸がん検診					
保健関係	生活習慣病対策事業	1,818	摂取カロリー計算・食事記録に基づく改善アドバイス・栄養相談等が受けられる、インターネット食事改善プログラム「あすけん」を提供します。当組合ホームページ「組合員専用ページ」からログイン相談の回答はメールにて(平日のみ)※スマートフォンからも利用できます。	通年	
			ヤングメタボ改善事業(生活習慣チェック)	35歳～39歳の組合員を対象に、自己チェック方式のコンピューター問診で健康維持・改善のアドバイスを提供します。	12月～
			禁煙支援「らくらく禁煙コンテスト」	日本対がん協会主催の「らくらく禁煙コンテスト」に参加し、禁煙に取り組む組合員と被扶養者を支援します。	5月,10月募集
			歯科チェック	歯周病の早期発見・疾病予防を目的に郵送による歯周病リスク検査を実施します。年度中に満40歳, 45歳, 50歳, 55歳, 60歳, 65歳となる組合員を対象とします。	9月募集
			リーフレット配付	本人・家族の健康管理や健康知識にお役立ていただく「健康リーフレット」を配付します。	通年
			重症化予防対策	健診結果において、糖尿病・高血圧の要治療と判定されながら未受診のままになっている方に対し、重症化予防・合併症予防のため、医療機関への受診勧奨を行います。	通年
メンタルヘルス対策事業	2,190	メンタルヘルスセミナー	管理職及び産業保健スタッフ・人事労務担当者を対象とした研修を実施します。	9月13日	
		こころの相談室(新規事業)	組合員と被扶養者が直接カウンセラーにメンタルヘルス面談相談(相談時間50分)ができる「こころの相談室」を開設します。「年度中3回まで無料、4回目以降は1回につき、5,500円(税込)が必要となります。」 ※料金改定有り【完全予約制】予約申込時間・面談時間 月～金曜日(祝祭日は除く)AM9:00～PM5:00 電話088-655-5800 日本産業カウンセラー協会 四国支部徳島事務所 (面談場所)〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-55 自治会館3階301号(カウンセリングルーム)	通年	
		メンタルヘルス対策支援(所属所への支援)	メンタルヘルス推進アドバイザーが、所属所のメンタルヘルス対策等について助言・指導を行います。(事前に共済組合とアドバイザーへの申請が必要となります。)	通年	
その他	1,570	ファミリー健康相談	電話やインターネットにより、健康相談を開設します。 電話 0120-922280 当組合ホームページ「組合員専用ページ」からログイン	通年	
		家庭常備薬等斡旋	健康管理対策として、年2回家庭常備薬等を斡旋します。	7月,1月	

健康体力づくり関係	健康広場の開設	3,085	県内9ヵ所の健康増進施設に健康広場を開設します。 一般利用する際に「健康広場利用券」を提出すると、法人利用料金から更に安価で利用できます。 (「健康広場利用券」は各所属所の共済組合事務担当課で交付されます。)	通年
講座関係	女性セミナー	3,170	女性組合員及び被扶養配偶者を対象に、女性のための健康づくりをテーマとしたセミナーを開催します。	11月8日 予定
	健康増進セミナー		組合員と被扶養者を対象に、午前はメンタルヘルス関連講座を開催し、午後は健康セミナー(講座+トレーニング体験)を開催します。	6月14日 予定
	ライフプランセミナー (新規事業)		退職予定者を対象に退職後のライフプラン(年金、医療、健康など)に関するセミナーを開催します。(互助会との共同開催)	8月19日～ 21日
医療費増高対策事業	医療費の通知	4,958	医療費の状況や健康の大切さについて、理解と認識を深めていただくため「医療費通知書」を送付します。	年2回
	後発医薬品利用促進		後発医薬品の利用促進を図るため、後発医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付します。また、新規組合員(任意継続組合員を含む。)にはリーフレットを配付します。	年2回
	レセプト審査		レセプトの内容・点数・資格等について審査を行い、不正・重複等の防止を図ります。	通年
	実態調査書等の作成		短期給付の財政状況、医療費の状況について調査分析し、医療費削減に向けた取組を行います。	—
その他	ライフプランニング・サービス	—	生活設計に役立つサイト「ライフプランニング・サービス」を提供します。 ファイナンシャルプランナーによる個別相談も可能(予約制)です。 当組合ホームページ「組合員専用ページ」からログイン	通年

こころの相談室



人間関係・仕事・家庭内など、お悩みのことはありませんか？
直接カウンセラーにメンタルヘルス相談ができる「こころの相談室」を開設します。
どんなことでもご相談ください。ご相談内容は厳守いたします。
※完全予約制となりますので、お電話で事前予約をお願いします。

事前予約



ご予約日時に
カウンセリングルームへ



ご相談

対象者	組合員、被扶養者
相談時間	50分
料金	年度中3回まで無料 4回目以降は1回につき5,500円(税込)※料金改定有り
予約申込・面談時間	月～金曜日(祝祭日を除く) 9:00～17:00
連絡先(ご予約はこちら)	日本産業カウンセラー協会 四国支部徳島事務所 電話番号:088-655-5800
面談場所	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-55 自治会館3階301号(カウンセリングルーム)

健康広場開設中!!

利用対象者

組合員、
被扶養者

共済組合では県内9カ所の健康増進施設で「健康広場」を開設しております。
運動習慣の定着、体力・健康づくりに、各健康増進施設をご利用ください。

利用できる施設	所在地	電話
ハッピー徳島	徳島市	088-664-2336
ハッピー阿南	阿南市	0884-23-2336
ハッピー鴨島	吉野川市	0883-22-1991
かもめスイミングスクール	吉野川市	0883-25-3134
OKスポーツクラブ(田宮)	徳島市	088-631-5533
OKスポーツクラブ(山城)	徳島市	088-654-8888
OKスポーツクラブ(藍住)	藍住町	088-692-0001
OKスポーツクラブ(脇町)	美馬市	0883-53-0001
ドルフィンスイミングクラブ	東みよし町	0883-82-3737

「健康広場利用券」

【見本】 健康広場利用券 No. _____
(徳島県市町村職員共済組合)

利用日	平成 年 月 日	
組合員番号	記号	番号
利用者	組合員名	
	被扶養者名	
利用種別	一般利用	
利用施設 (利用施設に○)	ハッピー(徳島・阿南・鴨島)	
	OKスポーツクラブ(山城・田宮・藍住・脇町)	
	かもめスイミング	
	ドルフィンスイミングクラブ	
所属所名		担当者印

※本券の使用は、組合員と被扶養者に限り、(利用者1名につき1枚/日の発行)
※担当者印の無いものは無効となります。
※他の割引券等との併用はできません。
※組合員証を提示してください。
※子供料金が適用される場合は、本券は使用できません。 徳島県市町村職員共済組合

利用方法

①スクール等を利用する場合

入会金が免除され、年会費及び月会費が法人会員料金で利用できます。
(ドルフィンスイミングクラブを除く)

加入手続きは、各施設で組合員証を提示してください。

※年会費、会員料金などは、直接各施設へお問い合わせください。

②1日だけ利用する場合

各施設フロントで「組合員証」を提示し「健康広場利用券」を提出することで、
法人利用料金より更に割安な料金で利用できます。

「健康広場利用券」は、各所属所の共済組合事務担当課で交付されます。

※「健康広場利用券」ご使用の際は、右記の注意事項をご確認ください。

< 注意事項 >

※子供料金が適用される場合は、使用できません。

※1回の利用につき、一人1枚必要です。(一人1日1枚まで)

※法人利用料金が500円以下の場合「健康広場利用券」は使用できません。

※他の割引券等との併用はできません。

※消費税は利用者負担となります。

組合会ニュース

組合会の開催

2月27日(水)午前10時30分から、ホテル千秋閣において組合会が開催されました。組合会には、市町村長側議員10名、職員側議員10名(委任状議員含む。)のご出席のもと、次の議案等について議決、承認されました。

- 議案第1号 専決処分事項の承認を求める件について
(人間ドック助成規程の一部改正)
- 議案第2号 専決処分事項の承認を求める件について
(施設管理運営委託契約書の締結)
- 議案第3号 平成30年度変更事業計画及び予算について
- 議案第4号 定款の一部変更について
- 議案第5号 平成31年度事業計画及び予算について



なお、議案第5号平成31年度予算の概要につきましては、2ページから5ページをご覧ください。

標準報酬制について

平成27年10月からの被用者年金一元化により、掛金等の算定方法が手当率制(基本給×1.25(諸手当を基本給の25%とみなす。))から、基本給+実際に支給された諸手当を加えた報酬月額を基に標準報酬月額を決定する標準報酬制に変更されました。

今回は、この標準報酬制についてご説明します。

標準報酬月額について

報酬はその性質により、**固定的給与**と**非固定的給与**とに区分されます。

固定的給与

勤務実績に直接関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給される報酬
例)基本給、扶養手当、住居手当、通勤手当など

非固定的給与

勤務の実績に応じて変動する報酬(報酬のうち、固定的給与以外のものが、非固定的給与となります。)
例)時間外勤務手当、宿日直手当など

標準報酬月額の決定・改定方法

資格取得時決定

資格取得した日現在の報酬の額を報酬月額として標準報酬等級表に当てはめて決定します。

なお、時間外勤務手当等の非固定的給与は、同様の職務に従事する職員の報酬の平均額等により、推計し算定します。

定時決定

組合員が実際に受けている報酬と、すでに決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、原則として、毎年7月1日現在の組合員全員について、4月・5月・6月の3ヵ月間に受けた報酬の平均額によってその年の9月以降の標準報酬月額を決定します。

○特別な定時決定(保険者算定)

- ① 業務の性質上、毎年4月から6月が繁忙(又は閑散)であり4月・5月・6月の3ヵ月の平均により算定した標準報酬月額と、過去1年(前年7月から当年6月まで)の平均により算定した標準報酬月額との間に、2等級以上の差がある場合は、本人の同意等があれば、過去1年の平均により算定した標準報酬月額で定時決定を行うことができます。
- ② 4月・5月・6月とも休業・休職・欠勤等により報酬が支払われなかった場合は、従前の標準報酬の算定の基礎となっている報酬月額により算定します。

なお、6月1日以降に資格取得した方及び7月・8月・9月に随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定を行った方は、その年の定時決定の対象となりません。

随時改定

昇(降)給、扶養手当の増(減)額等、固定的給与に変動があり、かつ、継続した3ヵ月間に受けた報酬の平均額を報酬月額として算定した標準報酬等級と従来の標準報酬等級とに2等級以上の差がある場合に、その翌月(4ヵ月目)から標準報酬を改定します。

なお、2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額したか、いずれも減額した場合に限られます。

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓	増額 ↑
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑	
報酬平均額		↑	↑	↓	↓	↓	↑	減額 ↓
随時改定の有無		有	有	有	有	無	無	

○特別な随時改定(年間平均による保険者算定)

次の要件をすべて満たした場合に、保険者算定の対象となります。

(1) 次の①と②との間に2等級以上の差があること

- ① 固定的給与の変動や給与体系の変動があった月(以下「変動月」という。)以後の継続した3ヵ月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額(通常の随時改定)
- ② 変動月以後の継続した3ヵ月間の間に受けた固定的給与の平均額に、変動月前の継続した9ヵ月と変動月以後の継続した3ヵ月間の間に受けた非固定的給与の平均額を加えた額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)

- (2) 前記(1)の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること
 - (3) これまでの標準報酬月額と年間平均から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること
- ※ 固定的給与が増額(減額)した場合の保険者算定について、(1)②で算出した標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額が同じ又は下回る(上回る)場合はこれまでの標準報酬月額のままとし、随時改定は行いません。

育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、育児休業等終了日にその育児休業に係る3歳未満の子を養育する場合に、共済組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3ヵ月間に受けた報酬の平均額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

育児休業等終了時改定は、随時改定と異なり、固定的給与の変動がなくても改定でき、1等級の差でも改定できます。

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、産前産後休業終了日にその産前産後休業に係る子を養育する場合に、共済組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3ヵ月間に受けた報酬の平均額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

産前産後休業終了時改定は、随時改定と異なり、固定的給与の変動がなくても改定でき、1等級の差でも改定できます。

ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、産前産後終了時改定の対象とはなりません。

期末手当・勤勉手当、その他3月を越える期間ごとに支給される手当は、その月に受けた期末手当等の額に基づいて、標準期末手当等の額(千円未満切り捨て)を決定します。

例) 期末手当 513,855円 + 勤勉手当 289,675円 = 手当合計 803,530円
標準期末手当等の額 803,000円 (千円未満切り捨て)

期末手当等が支給された月は、標準期末手当等の額に各掛金率を乗じ、掛金を算定します。

なお、長期給付に係るもの(厚生年金・退職等年金)は、支給1月につき、1,500,000円を、短期給付に係るもの(短期・介護・保健)は、年度累計で5,730,000円を上限として決定します。

平成31年4月からの掛金・保険料について

平成31年度の掛金(保険料)率が決まりましたので、4月からの掛金額を右ページの標準報酬等級表・掛金額早見表でご確認ください。

なお、標準報酬月額は、最新の「標準報酬決定・改定通知書」でご確認ください。



標準報酬 決定・改定通知書 (例)			平成 31 年 1 月 15 日 徳島県市町村職員共済組合	
(所属所) ○ ○ 市役所			下記のとおり標準報酬を決定・改定しましたので、通知します。	
(氏名) 阿波花子 様			決定・改定事由	適用開始
			随時改定	平成 31 年 1 月
			標準報酬等級	標準報酬月額
新等級	短期	厚生年金	第 22 級	380 千円
		退職等年金給付	第 23 級	380 千円
	長期	退職等年金給付	第 22 級	380 千円
従前等級	短期	厚生年金	第 20 級	340 千円
		退職等年金給付	第 21 級	340 千円
	長期	退職等年金給付	第 20 級	340 千円

左記例のケースでは、標準報酬等級が第22級(厚生年金は第23級)、標準報酬月額が380,000円と決定されていますので、右ページの表の等級が第22級(厚生年金は第23級)の段に記載の掛金(短期19,000円、介護保険2,739円(40歳以上65歳未満の方のみ)、保健684円、厚生年金34,770円、退職等年金2,850円)を4月から負担いただくことになります。

ご不明な点がありましたら 共済組合総務課 資格調定係 TEL 088-621-3510まで

標準報酬等級表・掛金額早見表

(平成31年度)

(単位：円)

報酬月額 円以上～円未満	短期・介護・保健					厚生年金			退職等年金			掛金の合計	
	等級	標準報酬月額	短期掛金 (注1)	介護掛金 (注2)	保健掛金	等級	標準報酬月額	厚生組合員保険料 (注3)	等級	標準報酬月額	退職等年金掛金	40歳未満・65歳以上の方 (介護非該当)	40歳以上65歳未満の方 (介護該当)
		(千円)	50.0%	7.21%	1.8%		(千円)	91.5%		(千円)	7.5%		
0～93,000	(1)	(98)	4,900	706	176	1	88	8,052	(1)	(98)	735	13,863	14,569
93,000～101,000	1	98	4,900	706	176	2	98	8,967	1	98	735	14,778	15,484
101,000～107,000	2	104	5,200	749	187	3	104	9,516	2	104	780	15,683	16,432
107,000～114,000	3	110	5,500	793	198	4	110	10,065	3	110	825	16,588	17,381
114,000～122,000	4	118	5,900	850	212	5	118	10,797	4	118	885	17,794	18,644
122,000～130,000	5	126	6,300	908	226	6	126	11,529	5	126	945	19,000	19,908
130,000～138,000	6	134	6,700	966	241	7	134	12,261	6	134	1,005	20,207	21,173
138,000～146,000	7	142	7,100	1,023	255	8	142	12,993	7	142	1,065	21,413	22,436
146,000～155,000	8	150	7,500	1,081	270	9	150	13,725	8	150	1,125	22,620	23,701
155,000～165,000	9	160	8,000	1,153	288	10	160	14,640	9	160	1,200	24,128	25,281
165,000～175,000	10	170	8,500	1,225	306	11	170	15,555	10	170	1,275	25,636	26,861
175,000～185,000	11	180	9,000	1,297	324	12	180	16,470	11	180	1,350	27,144	28,441
185,000～195,000	12	190	9,500	1,369	342	13	190	17,385	12	190	1,425	28,652	30,021
195,000～210,000	13	200	10,000	1,442	360	14	200	18,300	13	200	1,500	30,160	31,602
210,000～230,000	14	220	11,000	1,586	396	15	220	20,130	14	220	1,650	33,176	34,762
230,000～250,000	15	240	12,000	1,730	432	16	240	21,960	15	240	1,800	36,192	37,922
250,000～270,000	16	260	13,000	1,874	468	17	260	23,790	16	260	1,950	39,208	41,082
270,000～290,000	17	280	14,000	2,018	504	18	280	25,620	17	280	2,100	42,224	44,242
290,000～310,000	18	300	15,000	2,163	540	19	300	27,450	18	300	2,250	45,240	47,403
310,000～330,000	19	320	16,000	2,307	576	20	320	29,280	19	320	2,400	48,256	50,563
330,000～350,000	20	340	17,000	2,451	612	21	340	31,110	20	340	2,550	51,272	53,723
350,000～370,000	21	360	18,000	2,595	648	22	360	32,940	21	360	2,700	54,288	56,883
370,000～395,000	22	380	19,000	2,739	684	23	380	34,770	22	380	2,850	57,304	60,043
395,000～425,000	23	410	20,500	2,956	738	24	410	37,515	23	410	3,075	61,828	64,784
425,000～455,000	24	440	22,000	3,172	792	25	440	40,260	24	440	3,300	66,352	69,524
455,000～485,000	25	470	23,500	3,388	846	26	470	43,005	25	470	3,525	70,876	74,264
485,000～515,000	26	500	25,000	3,605	900	27	500	45,750	26	500	3,750	75,400	79,005
515,000～545,000	27	530	26,500	3,821	954	28	530	48,495	27	530	3,975	79,924	83,745
545,000～575,000	28	560	28,000	4,037	1,008	29	560	51,240	28	560	4,200	84,448	88,485
575,000～605,000	29	590	29,500	4,253	1,062	30	590	53,985	29	590	4,425	88,972	93,225
605,000～635,000	30	620	31,000	4,470	1,116							93,496	97,966
635,000～665,000	31	650	32,500	4,686	1,170							95,050	99,736
665,000～695,000	32	680	34,000	4,902	1,224							96,604	101,506
695,000～730,000	33	710	35,500	5,119	1,278							98,158	103,277
730,000～770,000	34	750	37,500	5,407	1,350							100,230	105,637
770,000～810,000	35	790	39,500	5,695	1,422							102,302	107,997
810,000～855,000	36	830	41,500	5,984	1,494							104,374	110,358
855,000～905,000	37	880	44,000	6,344	1,584							106,964	113,308
905,000～955,000	38	930	46,500	6,705	1,674	31	620	56,730	30	620	4,650	109,554	116,259
955,000～1,005,000	39	980	49,000	7,065	1,764							112,144	119,209
1,005,000～1,055,000	40	1,030	51,500	7,426	1,854							114,734	122,160
1,055,000～1,115,000	41	1,090	54,500	7,858	1,962							117,842	125,700
1,115,000～1,175,000	42	1,150	57,500	8,291	2,070							120,950	129,241
1,175,000～1,235,000	43	1,210	60,500	8,724	2,178							124,058	132,782
1,235,000～1,295,000	44	1,270	63,500	9,156	2,286							127,166	136,322
1,295,000～1,355,000	45	1,330	66,500	9,589	2,394							130,274	139,863
1,355,000～	46	1,390	69,500	10,021	2,502							133,382	143,403

注1 75歳以上の後期高齢者は短期掛金率が3.16%となります。また、保健掛金は不要です。

注2 介護掛金・負担金の対象者は、40歳以上65歳未満の組合員です。

注3 厚生年金保険料の対象者は、70歳未満の組合員です。

平成31年度の年金額は 昨年度から0.1%のプラス改定

年金額は、物価や賃金の上昇や下落に応じて、毎年度、増額や減額がされる仕組みになっています。

本年1月18日に総務省から「平成30年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表され、年金額改定に用いる「物価変動率」は対前年比1.0%の上昇、「名目手取り賃金変動率」は対前年度比0.6%の上昇となりました。

このことから法律の規定により次の改定ルールが適用され、結果として平成31年度の年金額は平成30年度から0.1%プラスで改定されます。

年金額の改定ルール

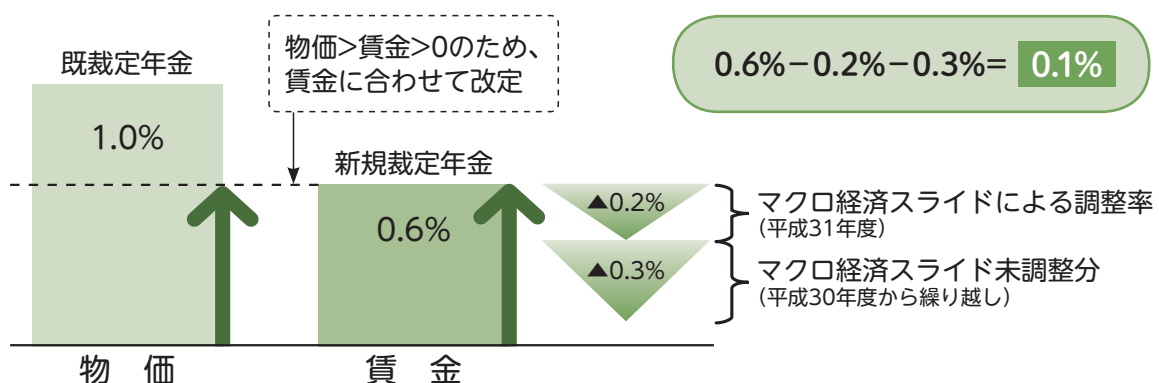
年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

平成31年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる物価変動率(1.0%)が名目手取り賃金変動率(0.6%)よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(0.6%)を用います。

さらに平成31年度は、名目手取り賃金変動率(0.6%)にマクロ経済スライドによる平成31年度のスライド調整率(▲0.2%)と平成30年度に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)が乗じられることになり、改定率は0.1%となります。



〈イメージ図〉



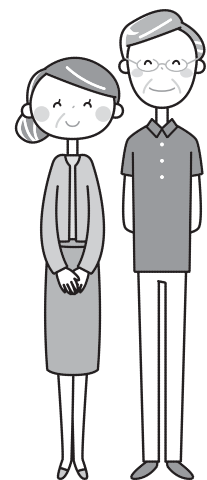
働きながら年金を受給している方の 支給停止基準が変わりました

老齢年金受給者の方が、再就職し厚生年金保険の被保険者になったときや議会議員になったときは、その間、賃金（賞与込み月収）と年金月額合計額が一定の額を超えた場合、超えた額に応じて年金が支給停止されます。



平成31年度の支給停止基準に関しましては、60歳前半（60歳～64歳）の支給停止調整変更額と、60歳後半（65歳～69歳）と70歳以降の支給停止調整額については、法律に基づき次のとおり47万円に改定されました。なお、60歳前半の支給停止調整開始額（28万円）については変更ありません。

	平成30年度	平成31年度
60歳前半（60歳～64歳）の支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳前半（60歳～64歳）の支給停止調整変更額	46万円	47万円
60歳後半（65歳～69歳）と70歳以降の支給停止調整額	46万円	47万円



現行の仕組み



60歳前半の支給停止は、平成31年度の場合でいうと、賃金（賞与込み月収。以下同じ）と年金月額の合計額が、支給停止調整開始額（28万円）を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止し、賃金が支給停止調整変更額（47万円）を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止します。

60歳後半と70歳以降の支給停止は、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額（47万円）を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止します。

年金払い退職給付

給付算定基礎額残高通知書を送付します

平成27年10月の被用者年金制度の一元化と共に創設された年金払い退職給付(退職等年金給付)は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半の保険料で積み立てる「積立方式」の給付(共済組合独自の年金の3階部分)です。

当組合では、毎年5月に、前年度に皆様が集めた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせしています。

▶お届け時期◀

◎5月中にご自宅へ郵送します。

組合員(在職中)の方

毎年

年金待機者
(公務員を退職された方)

退職時と節目年齢
(35歳・45歳・59歳・
63歳)を迎えたとき

通知書イメージ

給付算定基礎額残高通知書					
(30 年 4 月 ~ 31 年 3 月)					
共済 太郎 様 (8642009999999) 単位円					
(入金)期月	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高	
前年度末					152,000
4月	280,000	4,200	0		156,200
5月	280,000	4,200	0		160,400
6月	780,000	11,700	0		172,100
7月	280,000	4,200	0		176,300
8月	280,000	4,200	0		180,500
9月	300,000	4,500	0		185,000
10月	300,000	4,500	9		189,509
11月	300,000	4,500	9		194,018
12月	850,000	12,750	10		206,778
1月	300,000	4,500	10		211,288
2月	300,000	4,500	10		215,798
3月	300,000	4,500	11		220,309
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。					
区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額		
前年度末	152,000				
付与額累計	68,250				
利息額	59				
今回通知	220,309				
給付算定基礎額等合計	220,309				
年金払い退職給付加入期間	平成30年4月～平成31年3月		3年6月		
付与率	平成30年4月～平成31年3月	1.500%			
基準利率(年率)	平成30年4月～平成30年9月	0.000%			
	平成30年10月～平成31年3月	0.060%			
基礎年金番号	1234567890	作成日	平成31年4月25日		

年金払い退職給付(退職等年金給付)制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、次の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ
<https://ssl.shichousonren.or.jp/>

年金払い退職給付に係る財政状況(平成29年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに平成29年度末の「財政検証結果」を掲載しています。是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
 トップページ「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。



地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

公務員になられた皆様へ 共済組合のご案内

市町村等の職員となられた皆様は、その日から徳島縣市町村職員共済組合の組合員となりました。地方公務員の共済組合制度は、社会保障制度の一環として、短期給付(医療保険)、長期給付(年金)、福祉事業を行うことによって、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を目的として、地方公務員法及び地方公務員等共済組合法に基づき設置・運営されています。

現在、徳島縣市町村職員共済組合の組合員数は、徳島県内24市町村及び一部事務組合等の常勤職員約8,900人となっております。

共済組合組合員になれば

①組合員証等が交付されます

組合員(被扶養者)の資格を証明するもので、病気やケガなどにより病院や診療所で診療を受けるときに提示します。

②掛金・保険料を納めます

共済組合の事業に必要な費用は、「組合員の掛金(保険料)」と「地方公共団体の負担金(保険料)」によって賄われています。

③各給付や事業が受けられます

組合員や被扶養者に対して、次の事業を行っています。



短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害などに対して、必要な給付を行っています。例えば、医療機関にかかると、組合員証等の提示により、医療費の3割(一部2割)を窓口で自己負担し、残りの7割(一部8割)は共済組合が支払います。

長期給付事業

組合員の退職、障害又は死亡に対して年金等の給付※、年金相談などを行っています。

※年金の決定・支払いは、全国市町村職員共済組合連合会が一元的に行っています。

福祉事業

【保健事業】組合員の健康保持、増進のため、人間ドックや特定健康診査・特定保健指導等の助成、健康に関するセミナーを開催し、皆様が健康で過ごすことができるような事業を行っています。

【貯金事業】組合員からお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、有利な利息のお支払いをしています。なお、4月1日現在の2年定期貯金の利率は年利1.1%です。(最終裏面参照)

【貸付事業】組合員の臨時的支出や住宅等の取得のために必要な資金の貸付けを行っています。(18ページ参照)

【物資事業】組合員が万一の時の保障を確保するために団体保険制度を運営しています。(共済ファミリー保険)また、共済組合が斡旋する物品を購入できる立替貸付制度があります。

【宿泊事業】組合員の施設としての自治会館及び「ホテル千秋閣」の運営を行っています(挟み込みリーフレット参照)。

このように、地方公務員として働いていく上で、共済組合は皆様の生活と密着しています。

共済組合の事業に関する詳しい内容は、ホームページ(<http://www.tokushima-kyosai.jp>(16ページ参照))でもご案内しています。

共済組合ホームページのご案内

http://www.tokushima-kyosai.jp

共済組合では、組合員及びご家族の皆様のお役立ちサイトとして、ホームページを開設しています。

「最新情報」「共済組合Q & A」、組合員限定の情報を提供する「組合員専用ページ」など、便利な情報を提供していますので、ぜひ、チェックしてください。

最新情報

文書でお知らせした案内の他、皆様に直接お知らせできるものを随時掲載しています。

共済Q&A

組合員の皆様の疑問に答えます。

生活お役立ちサイトへリンクしています。

年金に関することは「地共済年金情報Webサイト」へ

こんなとき、こんな手続き

手続きでお困りの時は、こちらから確認できます。

共済組合宿泊施設「ホテル千秋閣」ホームページへリンクしています。



組合員専用ページは、組合員だけが利用できるサイトです。

ログイン方法

ログイン画面が表示されたら、
[ユーザーID] k y o s a i
[パスワード] 3 2 3 6 0 4 1 4
 (組合員証に記載されている保険者番号(8桁)です。)を入力。

『組合員専用ページ』から利用できるサイトのご案内

いつでも栄養相談「あすけん」

毎日の食事・運動を記録することで、自動的にカロリー計算し、それに基づいた健康アドバイスがもらえるインターネット食事改善プログラムです。

ひとりひとりの食事内容にあった専門的なアドバイスと、サイト上でいつでも管理栄養士に相談ができる「いつでも栄養相談」などが利用できます。

組合員専用ページからログイン

24時間対応 (無料)

- サイト上からいつでも管理栄養士に相談できます。(メール対応・回答は平日のみ。)
- 自動的にカロリー計算、管理栄養士の専門的なアドバイスを提供します。
- 日々の成果や傾向・推移を確認できます。
- 健康/ダイエット情報を提供します。

スマート
フォンOK



気になる症状・こころの悩み・出産・育児・介護・ジェネリック医薬品など

本人・
ご家族で

ファミリー健康相談

国家資格を持つ経験豊かな相談員がお答えします。

専用ダイヤル **0120-922280**

年中無休
24時間

携帯電話
もOK!

通話料
相談料無料

プライバシー
厳守

ベストドクターズ・
サービス
医療機関案内
小児救急相談



★インターネットからも相談できます。組合員専用ページからログイン

我が家のライフプラン、生活設計は大丈夫?

ライフプランニング・サービス

将来に向けた生活設計・資産形成実現のためのお手伝いをします。

利用料・相談料無料

年中無休・24時間受付

万全なセキュリティー

ライフプラン・シミュレーション

ツール操作に関するお問い合わせ
(平日10~18時 土日祝10~17時)

0120-271-115

組合員専用ページからログイン
団体コード：dgt4
メールアドレス：ご自身で設定
パスワード：123456(初期)

※ご自分のパスワードへ変更し利用開始



ファイナンシャルプランナー個別相談

相談予約(平日9~18時)

0120-228-726

こんなとき、お気軽にご相談ください。
これからの収支をシミュレーションしたい
保険の見直し? お金の運用方法?
※パソコンからも予約できます。

ホテル千秋閣 組合員様限定プラン等のご案内

組合員専用の特別プラン・特典割引をご用意しております。

貸付事業 のご案内

毎月15日と月末に送金
(土日祝日の場合はその前営業日)

共済組合の貸付事業は、退職等年金給付(新3階年金部分)の積立金を原資とし、下表に掲げる貸付事由に基づき、組合員の臨時の支出に対する貸付けを行っています。

貸付申し込みに必要な様式類は、所属所の共済組合事務担当課に備え付けられていますので、担当課を通じてお申し込みください。

ご不明な点がございましたら、共済組合福祉課までお問い合わせください。



(平成31年4月1日現在)

貸付種類		貸付事由	借受資格	貸付限度額	貸付利率(年利：%)
普通貸付		組合員が生活必需品等を購入する場合の費用 例)「車の購入」など	組合員になった日から	給料の6月分 (最高200万円)	1.26
住宅貸付		組合員が居住する住宅の新築や購入、増改築、修理及び住宅の敷地の購入に要する費用 例)「リフォーム」「屋根・外壁の修理」など	組合員期間が1年以上の方	組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
在宅介護対応住宅貸付		組合員が居住する住宅の新築、増改築、修理などをする場合で、介護に配慮した構造・設備に要する費用		住宅貸付の貸付金額に300万円を限度として加算	
災害貸付	家財	組合員が居住する住宅・住宅の敷地・家財が水震火災その他の非常災害及び盗難による被害を受けたときの修繕などに要する費用	組合員になった日から	給料の6月分 (最高200万円)	0.93
	住宅			組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
	再貸付	現に住宅・災害住宅貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地が非常災害による損害を受けたときの修繕などに要する費用		組合員期間により異なる (最高1,900万円)	
特別貸付	医療	組合員、被扶養者の療養に要する費用	組合員になった日から	給料の6月分 (最高100万円)	1.26
	入学	組合員、被扶養者、組合員の子の入学に要する費用(高等学校等以上) 例)「入学金」「初年度の授業料、家賃」など		給料の6月分 (最高200万円)	
	修学	組合員、被扶養者、組合員の子の修学に要する費用(高等学校等以上) 例)「当該学年度の授業料、家賃」など		年額180万円 ※申込日翌月からの 年度残月数×15万円まで	
	結婚	組合員、被扶養者、組合員の子・孫・兄弟姉妹の婚姻に要する費用 例)「披露宴の費用」「結婚指輪の購入」など		給料の6月分 (最高200万円)	
	葬祭	組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹・配偶者の父母の葬祭に要する費用			
高額医療貸付		組合員(任意継続組合員を含む)、被扶養者の高額医療費の支給対象となる費用		高額療養費の範囲内	無利息
出産貸付		組合員(任意継続組合員を含む)、被扶養者の出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い		出産費・家族出産費の範囲内	

- ※ 共済組合を含む金融機関などへの返済額が月収や年収の30%を超える場合は、貸付けができません。
- ※ ローンの借換えやクレジットの返済などは、貸付けの対象となりません。
- ※ 貸付利率は固定ではありません。地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職年金給付の基準利率に応じて変動します。
- ※ 償還額と償還回数は貸付額によって決まっています。
- ※ 領収書の提出が必要な場合がありますので、お手元に保管しておいてください。

お問い合わせは 共済組合福祉課 貸付係 TEL 088-621-3538まで

自動車の購入をご検討の 組合員の皆様、必見です!!



自動車購入情報提供制度

組合員の皆様が自動車を購入するとき、オートビジネスサービス(株)(窓口：損害保険ジャパン日本興亜カーライフデスク)に直接お電話いただくことにより、優良販売会社(ディーラー)を紹介し、可能な限り良い条件*1で購入できるよう、商談をサポートする制度です。

ただし、下取り車の有無や購入時期により商談条件は変わることがあります。

※1 必ずしも最良の商品を保証するものではありませんので、購入に際しての選択肢の一つとしてご利用ください。



「新車購入クーポン券」制度(本号挟み込みのチラシをご覧ください。)

組合員及び被扶養者が、損害保険ジャパン日本興亜(株)徳島支社と提携する徳島県内ディーラー*2で新車を購入する際に、共済組合が発行する「新車購入クーポン券」を利用すると、通常の購入価格から1万円(軽自動車は5千円)の割引が受けられる制度です。

ご利用方法：「新車購入紹介制度連絡票兼新車購入クーポン券発行依頼書」*3に必要事項を記入し、当組合へFAX(088-621-3509)してください。

※2 提携する県内ディーラー、ご利用の流れは、挟み込みチラシをご覧ください。

※3 発行依頼書様式は、チラシ裏面若しくは、当組合ホームページからもダウンロード可能です。

当組合ホームページ(<http://www.tokushima-kyosai.jp>)にアクセスし、
福祉事業>物資事業>③自動車購入情報提供制度・新車購入クーポン券制度>「新車購入紹介制度連絡票兼新車購入クーポン券発行依頼書」からダウンロードできます。



**すでに新車購入の契約・商談を済まされている場合、上記2つの制度は利用できません。
また、損保ジャパンに保険加入することを条件とするものではありません。**

自動車購入情報提供制度・「新車購入クーポン券」制度に関するお問い合わせ先
損害保険ジャパン日本興亜カーライフデスク フリーダイヤル 0120-553990

平成
30年度

「共済ファミリー保険」配当金について

死亡・高度障害保障保険、死亡・高度障害保障保険プラス及び医療保障保険は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合に配当金としてお返ししております。

また、短期休職サポートご加入者のうち、保険期間中無事故の方は、保険料の20%が還付されます。

平成30年度決算の結果、ご加入の皆様へ還付する配当率及び保険金の給付状況は、右のとおりとなりました。この配当金は、去る2月26日付けで組合員登録口座に送金しておりますので、ご確認ください。

平成30年度「共済ファミリー保険」配当率及び給付状況

(対象期間 平成30年1月1日～12月31日)

保険種別	配当率	保険金の給付状況	
		件数	支払保険金
死亡・高度障害保障保険	45.335%	4件	80,000,000円
死亡・高度障害保障保険プラス	59.907%	5件	23,370,000円
医療保障保険	36.940%	183件	10,941,000円
医療保障保険オプション	—	55件	11,055,000円
リビングリスク補償	—	116件	5,029,731円
短期休職サポート	—	4件	175,773円
三大疾病サポートプラン(II型)	—	17件	38,983,954円

団体信用生命保険(だんしん)事業について

だんしん特約保証料が、平成31年4月1日以降の加入分(貸付実行日が本年2月以降)より以下のとおり引き下げられました。

●保険金額10万円につき、月額20円 ⇒ **月額15円**

ただし、平成31年3月末日までに加入された分(貸付実行日が本年1月末日まで)は、次回更新時(本年12月1日)から月額15円に引き下げられます。

共済組合から貸付けを受ける方へ だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、返済中に借受人に万一のことがあった場合に、**保険金で貸付金残高が返済されます。**あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、**貸付金の返済金相当額(平均返済月額)が保険金として支払われます。**

「だんしん」からの保険金
(貸付金残高相当額)

万一の場合



貸付金残高

制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…
病気やケガで長期休職となられても…

「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます

「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額(平均返済月額)が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期就業障害となった場合にも安心です。

例

貸付金残高

「だんしん」(団体信用生命保険) 貸付金残高(債務) **1,000万円の場合**

特約保証料

保険金額(貸付金残高相当額) **月額 1,500円**
(10万円につき 月額15円) ※特約保証料は見直されることがあります。

保障額

<死亡・所定の高度障害状態>
保険金 **1,000万円**(貸付金残高相当額)を共済組合にお支払いすることで貸付金残高が返済されます。

例

返済金額

債務返済支援保険 返済金相当額(平均返済月額) **60,000円の場合**
(計算例) 毎月借入 40,000円、ボーナス借入 120,000円の場合
平均返済月額 60,000円 = (40,000円 × 12) + (120,000円 × 2) ÷ 12

保険料

保険金額(返済金相当額) **月額 594円**
(1万円につき 月額99円) ※保険料は毎年見直しを行うことから、変更されることがあります。

補償額

<所定の就業障害の場合>
1カ月あたり保険金 **60,000円**(返済金相当額)を30日の免責期間を経過した日から3年を限度に就業障害が終了するまでお支払いします。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

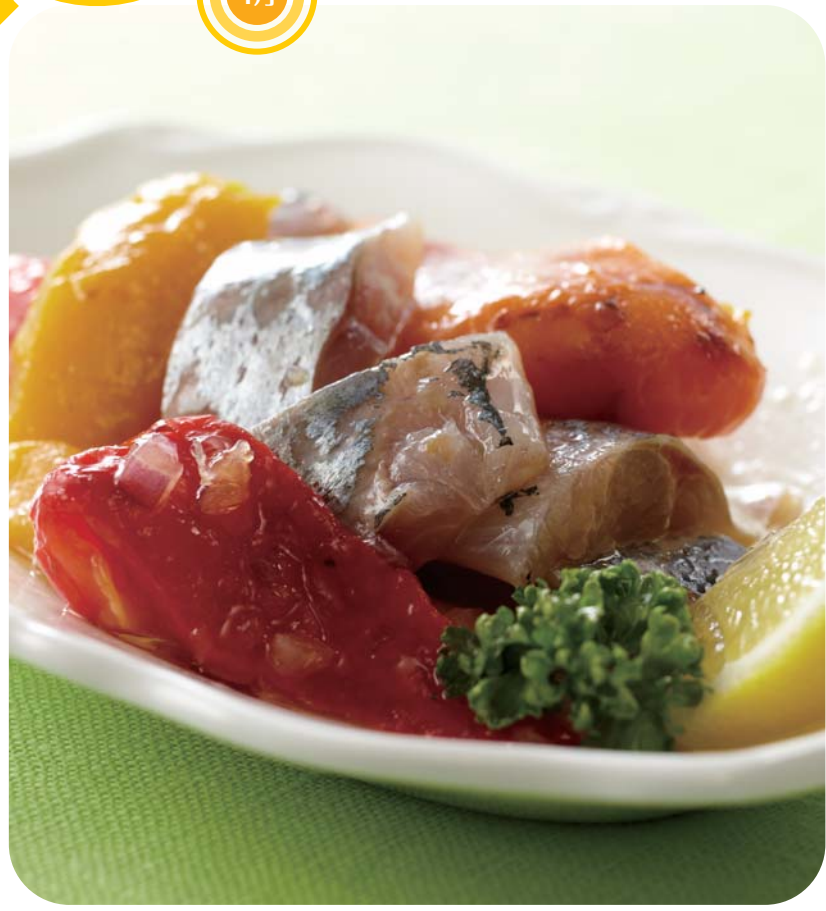
MYG-A-19-LF-001051 MYG-A-18-LF-881

お問い合わせは 共済組合福祉課 物資係 TEL 088-621-3557まで



あじとパプリカのマリネ

抗酸化作用の強いパプリカやにんにく、オリーブ油に、動脈硬化を防ぐ魚のDHAをプラス。新陳代謝がよい体に。



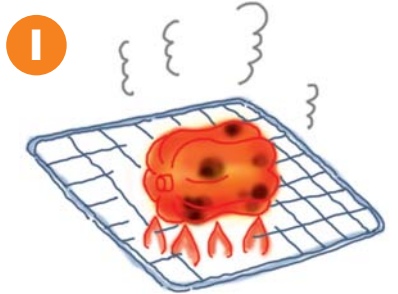
■1人分
エネルギー：約283 kcal
塩分：約0.1 g

材料(2人分)

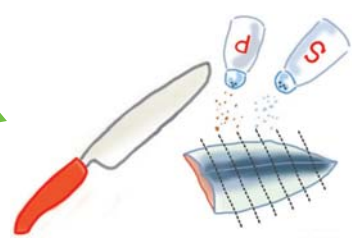
パプリカ	1個半
紫たまねぎのみじん切り	大さじ3
あじ(刺身用)	1尾
にんにくスライス	2枚
A オリーブ油	大さじ3
レモン汁	小さじ2
塩、こしょう	各少々
パセリ、レモン	適宜

料理指導：フードコーディネーター・タカハシユキ
栄養計算：管理栄養士・横山昌子 撮影：香出剛志(スタジオ・ジャバラ)

作り方



1 パプリカは魚焼き器などで、表面が黒く焦げるまで焼き、熱いうちに皮をむく。種とへたを取り、手で食べやすい大きさに裂く(このときに出る汁は旨みになるのでなるべく一緒に漬けるとおいしい)。紫たまねぎのみじん切りは水にさらしてからみを抜いて水気を切る。



2 あじはそぎ切りにして、塩、こしょうをふり数分置く。

3 ①と②とAを混ぜ合わせて冷蔵庫に入れ、30分ほど冷やす。盛りつけに、パセリ、レモンを添える。



被扶養者の認定取消や継続認定の 手続きは速やかに

4月は被扶養者の方が、卒業、進学、就職されるなど異動の多い時期です。就職して新しく健康保険証が交付されたにもかかわらず、共済組合の保険証(組合員被扶養者証)を医療機関で使用してしまうと、一度医療費全額を返還していただくなど、煩わしい手続きが生じてしまいます。

被扶養者としての認定要件を備えなくなったときは、速やかに組合員被扶養者証の返還(認定取消)手続きをお願いします。



被扶養者に係る資格調査にご協力を!

また共済組合では、毎年この時期に合わせ、被扶養者に係る資格調査を実施しています。つきましては、所属所の共済組合事務担当課(担当者)から調査のため書類の提出等の依頼があった方は、お手数ですが被扶養者認定の適正化を図るため、手続き等にご協力をよろしくをお願いします。

調査対象者：本年3月31日現在満18歳以上の被扶養者全員

(注：満年齢は、誕生日の前日に当該年齢に到達します。)

ア 手続き不要の被扶養者

3月まで扶養手当対象者であり、担当課で調査を行った結果、4月以降も引き続き扶養手当支給対象者である方は、手続き不要です。

イ 組合員被扶養者証に有効期限の印字がある被扶養者

就職や収入増など、取消事由に該当した方は、有効期限にかかわらず速やかに認定取消の手続きをお願いします。

取消事由に該当しない方は、有効期限までに継続認定の手続きを行ってください。

※有効期限は、その日まで認定するという日ではなく、あくまでも、次回の手続きを行う時期の目安の日です。

ウ 上記ア及びイ以外の被扶養者

継続認定又は認定取消のいずれかの手続きが必要ですので、お済みでない方は速やかに手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、**所属所共済組合事務担当課** 又は**共済組合総務課資格調定係** TEL 088-621-3518まで照会してください。

ホテル千秋閣
リニューアル
記念

クロスワードクイズ

クロスワードに正解された方の中から抽選でホテル千秋閣利用券(2000円分)を5名様に、
図書カード(1000円分)を10名様にプレゼント!
さらに、リニューアル記念として、抽選にもれた方全員に、ホテル千秋閣から粗品を進呈。

クロスが解けたらA~Hを順に並べてください

1	2	B	3	4	5	
6			7	8	G	
F		10		11		12
	13		14	C		15
16		D			18	
19	20			21	A	
23			H	25		27
28				29		E

- 1 常夏の島。
2 大きい↓○○○○。
3 幼虫が成虫になること。
4 白鳥を英語で言うこと。
5 もめごと。争いごと。職場に○○○○が絶えない。
8 最も信用し、頼みにしている部下。社長の○○○○。
10 選手○○○○となってプレーする。
12 4年に1回。○○○○年。
14 子供たちに人気です。○○○○ウオッチ。
16 その事に対する経験が浅く、未熟な人。
18 漢字で書くと、鳥賊になりま
す。
20 ○○○○は続く〜よ ども〜こまで
も〜ト
22 ○○○○から目業。
25 コンパスが示す方向。
27 0が8個付きます。

○→タテのカギ

○→ヨコのカギ

- 1 カメ・トカゲ・ヘビ・ワニなどの○○○
○類。
4 夏の遊びの○○○割り。
6 アルファベットでXの次です。
7 超人的な技術や行為。
9 子供の頃から○○○を放っていた歌手。
11 お金を預けたり、借りたりします。
13 五千円札に描かれています。樋口○○○
○。
15 抜け落ちるところが多くて効果があがら
ないもののため。
- 17 サグラダファミリアでも知られる
建築家。
19 宅地の評価額の基準となる価格。
21 ハサミと甲羅を持っています。
23 ○○を天に任せる。
24 激しい運動をして○○を切らす。
26 親の○○に泥を塗る行為。
28 正体を偽って破壊工作を行う者の
たとえ。○○○の木馬。
29 10月の第2月曜日。○○○○の日。

応募のきまり

ハガキ又はFAX(088-621-3509)により、右記の要領で送付してくだ
さい。(一人1通まで)

応募の締め切りは5月31日(必着)。解答は次回(7月発行)の「共済時
報」に掲載いたします。

※抽選の結果は、当選者への発送(自宅住所あて)をもって発表に代えさせていただきます。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は厳重に保護・管理し、賞品の抽選及び発送として活用する
目的以外に使用することはありません。また、個人情報をご本人の承諾なく業務委託
先以外の第三者に開示・譲渡することは一切ございません。(法令により開示・譲渡を
認められた場合を除きます)

① 解答	郵便はがき 770-8551
② 所属所名	徳島県徳島市幸町 3丁目55番地
③ 組合員氏名	徳島県市町村職員共済組合 共済時報担当 あて
④ 希望するプレゼント 「千秋閣利用券」or 「図書カード」	
⑤ 本誌及び共済組合 事業に対する ご意見・ご感想	

平成31年1月発行(冬号) 「しょうがつはれぎ」

多数の方にご応募いただきありがとうございました。

厳正な抽選の結果、10名様に図書カードをお
贈りいたしました。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後
の事業及び広報活動に活かさせていただきます。



→前回の答え

1	ハ	コ		ト	ラ	イ		ア
6	ゴ	ウ	カ	ク		シ	ツ	ド
10	イ	シ	ン		ミ	カ	エ	リ
	タ		セ	ト	ギ	ワ		ブ
		ニ	イ		ウ		コ	
15	コ	ク		ウ	デ	ド	ケ	イ
19	ア	ガ	ツ	マ		レ		キ
21	ラ	ン	チ		カ	イ	キ	ヨ

共済貯金をご存じですか？

※記載の利率は、平成31年4月1日現在の年利率(税引き前)です。

定期貯金

満期利率

2年定期 年1.1% **1年定期 年0.9%**

※中途解約利率は別表参照

組合員(任意継続組合員、フルタイム再任用の組合員を含む。)本人のみ預け入れできます。

[参考] 満期時の利息の目安(税引き後)

預入額	1年定期	2年定期
100万円の場合	7,172円	17,628円
300万円の場合	21,515円	52,882円

◆定期貯金の預入方法

最寄りの阿波銀行本・支店窓口にて、「共済貯金振込依頼書」(5枚綴り)に所要事項を記入・押印し、現金を添えて同窓口から当組合へお振込みください。

後日、当組合から「共済貯金預り証」を送付しますので、裏面の注意事項をよくお読みの上、解約されるまで大切に保管してください。

別表:定期貯金中途解約利率(年利)

期間	1年定期	2年定期
6ヵ月未満	0.10%	0.10%
6ヵ月以上1年未満	0.55%	0.45%
1年以上2年未満	—	0.65%

◆預入の際のご注意

一日に預け入れできる金額は、1万円から最高300万円※までの千円単位です。

また、定期貯金の最高預入限度額は5,000万円です。(満期時の自動継続による利息(税引き後)の元金繰り入れ分を含む。)

(※任意継続組合員及びフルタイム再任用の組合員が、退職後6ヵ月以内に退職手当を預け入れる場合は、退職手当支給額(千円単位)まで預け入れができます。(ただし、最高預入限度額以内であること。))この場合、「共済貯金振込依頼書」の備考欄に「退職手当」と記入してください。

積立貯金

満期利率

3年積立 年1.1%

※中途解約利率0.5%

毎月給料から一定額を3年間積み立てます。
現職組合員(フルタイム再任用の組合員を含む。)のみお申し込みできます。

[参考] 3年満期時の受取額の目安(税引き後)

毎月1万円積立の場合	約364,800円
毎月5万円積立の場合	約1,824,400円

◆積立貯金の申込方法等

所属所担当課備え付けの「積立貯金申込書」に、所要事項を記入・押印の上、積立開始希望月の前月25日までに所属所を経由して、当組合へ提出してください。

毎月の積立額は、千円単位で最高30万円まで可能です。合計30万円以内であれば、複数口に分けてお申し込みできます。

- (ご注意)
- 1 共済貯金の支払利率は、金融情勢等により変動する場合があります。
 - 2 積立貯金は、積立開始時の利率が満期まで適用され、定期貯金は預入時(満期日が到来し、自動継続した場合は自動継続した日)の利率が、次の満期日まで適用されます。

共済貯金に関するお問い合わせは **共済組合福祉課 貯金係** TEL 088-621-3534まで